世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の実施に向けた方針について

○ これまでの経緯

- (1) 平成27年9月1日に開催された平成27年第2回屋久島山岳部利用対策協議会に おいて、町長が依頼していた新たな入山協力金制度の詳細について、検討結果の報 告があった。
- (2) 町長は、(1) の報告を踏まえ、「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例 (別添)」を平成27年9月8日付けで平成27年第3回屋久島町議会定例会に提案 した。
- (3)「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例」は、平成27年9月17日に賛成多数(16名中12名賛成)で議決され、同日付条例第31号で公布された。
- (4)条例の施行日(協力金事業を実施する日)は、周知期間、事務局の構築のための準備期間を設定することとし、町長が規則で改めて設定することとした。
- (5)世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金事業の収納にかかる実務検討を行ったが、関係者の理解と協力を得て詳細事項を検討する必要があると判断に至った。
- 世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の実施に向けた町の方針について
- 1 施行期日について

平成29年3月1日とする。なお、規則は平成28年9月頃までに公告することを目指す。

【理由】

- ① 収納の実施にかかる広報は十分な期間(6ヶ月間程度)が必要である。
- ② 荒川登山バス運行(町道荒川線の車両乗入規制)が毎年3月1日からスタートしていることから、利用者がわかりやすく、シーズン途中の変更は混乱を招く恐れがある。
- ③ 既存組織を統合するための事務協議と手続きが終了していないため。

2 組織体制の統合について

屋久島山岳部利用対策協議会と屋久島山岳部車輌運行対策協議会の統合に加えて、 屋久島山岳遭難防止対策協議会との統合も検討する。

【理由】

- ① 山岳部の環境保全や安全啓発を3つの団体が重複して取り組んでいる部分がある。(例えば、山岳部利用対策協議会で作成しているマナーガイドで安全啓発を行っている。町道荒川線のマイカー規制によって環境保全と利用者の安全を図っている。)
- ② 各団体の代表は町長で、構成団体も重複している部分もある。しかし、これ

まで各団体の方針は調整されていない。

③ 総会で構成団体の長が集い方針等を決定する。実務にかかる部分は担当者レベルでチームを構成し協議・実施して効率を図る。

屋久島町

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力 金条例第 11 条に基づく「指定事務機関」 として指定する。

総会

- ○会長 屋久島町長
- ○主管事務
 - ・各チームの協議事項の決定
- ○構成員

林野庁(屋久島森林管理署、屋久島森林生態系保全センター)、環境省(屋久島自然保護課事務所)、鹿児島県(屋久島事務所、自然保護課、観光課、屋久島警察署)、屋久島環境文化財団、屋久島町(総務課、企画調整課、建設課、商工観光課、環境政策課、屋久島町山岳捜索)、屋久島町議会、屋久島町消防団、熊毛地区消防組合(北分遣所、南分遣所)、屋久島観光協会(会長、ガイド部会長)、屋久島旅館業組合、屋久島山岳会、鹿児島県レンタカー協会屋久島支部、まつばんだ交通、種子島屋久島交通屋久島支社、屋久島町区長連絡協議会、オブザーバー(屋久島医師会長、竹下禎一、日髙順一、岡留守)

○事務局

屋久島町(商工観光課・環境政策課)

元「屋久島山岳部利用対策協議会」

元「屋久島山岳部車両運行対策協議会」

元「屋久島山岳遭難防止対策協議会」

利用対策チーム

- ○リーダー 屋久島町環境政策課長
- ○主管事務
 - ・山岳部の在り方
 - →利用のルール、避難小屋 やトイレの在り方等
 - 協力金事務

車両規制チーム

- ○リーダー屋久島町商工観光課長(屋久島町建設課長)
- ○主管事務
 - ・荒川シャトルバスの運行

救助チーム

- ○リーダー屋久島町総務課長(屋久島警察署長)
- ○主管事務
 - ・ 遭難者の捜索

2

3 現地収納の人員体制等について

屋久島車輌運行対策協議会における収納体制をベースに、新たな収納場所や業務に必要な人員を配置する。

<荒川登山口>

・ 自然館 3人(4人)協力金の収納と乗車時のチケット確認を追加

・ 荒川三叉路 1人 午前午後の2交代

・ 荒川登山口 1人 下山時に保安管理を行う

・ トイレ清掃 1人 3日に1回にトイレの清掃を行う

<淀川登山口>

・ 淀川登山口 1人 午前午後の2交代 トイレ清掃含む

< 白谷雲水峡>

・ 白谷雲水峡 1人 朝4時から8時、日中はレク森に協力を得る

<現地収納事務局>

・ 自然館 2人 事前販売の窓口

※ 収納現地への移動手段(車両の確保を含む)を検討する必要がある。

区分			勤務時	間	単価	交通費	勤務日数	年間人件費
屋久杉自然館	チケット販売・協力金収納	1	4:00~6:30	2.5時間	1,500円	1,000円	275日	1,306,250円
	駐車場整理	1	4:00~6:30	2.5時間	1,500円	1,000円	275日	1,306,250円
	駐車場整理(多客時)	1	4:00~6:30	2.5時間	1,500円	1,000円	50日	237,500円
	乗車案内	1	4:00~6:30	2.5時間	1,500円	1,000円	275日	1,306,250円
荒川 三叉路	ゲート管理 午前	1	4:30~8:00 8:00~12:00	3.5時間 4時間	1,500円 1,000円	1,560円	275日	2,972,750円
	ゲート管理 午後	'	12:00~17:00 17:00~19:00	5時間 2時間	1,000円 1,200円	1,340円	275日	2,403,500円
荒川 登山口	荒川登山口 (乗車案内)	1	13:00~17:00 17:00~20:00	4時間 3時間	1,000円 1,200円	1,560円	275日	2,519,000円
荒川登山口トイレ 三代杉バイオトイレ 大株歩道入口トイレ	トイレ清掃	1	8:00~18:00	9時間 1時間	1,000円 1,200円	1,560円	122日	1,434,720円
荒川登山口		7						13,486,220円
淀川登山口	協力金収納・安全啓発 午前	1	4:00~8:00 8:00~11:00	4時間 3時間	1,500円 1,000円	1,610円	275日	2,917,750円
	協力金収納・安全啓発 午後	'	14:00~17:00 17:00~18:00	3時間 1時間	1,000円 1,200円	1,610円	275日	1,597,750円
淀川登山口		1						4,515,500円
白谷雲水峡	白谷雲水峡 早朝	1	4:00~8:00	4時間	1,500円	1,040円	275日	1,936,000円
白谷雲水峡		1						1,936,000円
屋久杉自然館	収納事務	1	10:00~19:00 8:30~17:30				275日 90日	4,711,250円
	収納事務	1	10:00~19:00 8:30~17:30	9時間 9時間	900円 900円	1,000円	275日 90日	2,502,500円 819,000円
現地収納事務局		2						8,032,750円
合 計		11						27,970,470円

4 淀川登山口の収納体制について

淀川登山口での収納場所の確保などは、環境省に検討を要請する。

【理由】

- ① 淀川登山口は、狭隘のため、人員を配置した収納を実施することで混雑が予想される。
- ② 屋久島山岳部利用対策協議会において、環境省がゲート機能を有する施設設置 について検討している。

5 白谷雲水峡の収納体制について

白谷雲水峡での収納は、白谷管理棟において収納する。また、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会に対し業務時間中に協力金の収納、広報を依頼する。

【理由】

平成 27 年 4 月 27 日付けの「新たな入山協力金制度の導入にあたっての森林環境整備推進協力金との一元化等の検討について」の回答において、白谷管理棟を使用した収納など収納事務の協力は可能であるとの回答を得ている。

6 協議会の会計について

協議会の会計事務(条例に基づき設置された基金事務)は、屋久島町が担当する。

【理由】

- ① 会計事務は、協力金の収納管理だけでなく、人員の雇用や事業の発注などの作業があり、取り扱う金額が多額におよぶため。
- ② 町が民間バス会社の乗車料金を集金することは困難であるため、登山バスチケットに係る取扱店の集金や仕分け事務等は現地収納事務局が担当する。
- ③ 山岳部のトイレや登山道等の利用施設の維持管理を協議会で一元管理するために、基金の財源は協力金のほか、施設管理者からの維持管理財源を受け入れ、 充当する方向で検討する。
- ④ 既存の協議会が管理している繰越金については、統合後の協議会で引き継ぐ方向で検討する。

7 協力金を求める対象について

条例に基づき、荒川登山口、淀川登山口、白谷雲水峡の登山口を利用して入山する 者から収納する。

(公社)屋久島観光協会が検討している、来島者全員を対象にした仕組みとの連携 についても引き続き協議する。

【理由】

- ① 主要な登山口から入山する者から、条例を根拠に環境保全に必要な財源を確実 に負担いただく体制を構築する。
- ② 入り込み客数並びに登山者が減少しているため、環境保全に必要な財源の確保 は、管理に関係する機関や、登山客だけが負担するのではなく、地域全体で取り 組む仕組みを構築しなければ継続的な運営が困難と考えられる。

区分			人数	山岳地域を対象にした場合			来島者を対象にした場合		
				単価	収納率	収納額	単価	収納率	収納額
縄文杉登山客数	屋久島自然保護官事務所	а	74,402人	1,000円	100.0%	74,402,000円	1,000円	70.0%	52,081,400円
宮之浦岳等登山客	予想数	b	9,000人	2,000円	100.0%	18,000,000円	1,000円	70.0%	6,300,000円
登山をしない来島客	284,684人-(a+b)	С	201,282人	0円	0.0%	0円	1,000円	70.0%	140,897,400円
				合計		92,402,000円	合計		199,278,800円

8 ガイドの納入について

ガイドは、協力金の納入の対象とする。実施までに納入の方法を検討する。

【理由】

ガイドには、山岳の利用に対し負担の協力を求めるものであるため納入を求めるが、協力金の納入の呼びかけ、利用ルールの啓発、救急作業などを現地で協力を得る機会があるため、協力金事業の現地の担い手としての役割があるため、適切な金額の設定や納入の方法などを検討する。また、屋久島町公認ガイドだけに対象を限定するかなども併せて検討する。

9 納入の証明について

現地において協力金の納入が明らかとなり、入山の記念となる証明書若しくは物品を作成する。また、登山バスチケットは、乗車券の往復券と協力金が一帯となった 形状とし、収納率の向上を目指すが、強制的な収納とならないよう配慮し作成する。

【理由】

- ① 現地において協力金の納入が一目で分かるような仕組みとすることで、現地確認が容易になるとともに、未納入者への納入の働きかけとなる。
- ② 登山バスチケットに付帯して協力金を収納することは、収納率向上が見込めるものの、乗車料金の納入が義務であることに対して、協力金の納入は任意であるため、チケットの形状は、乗車料金と協力金を区別できるようにする。

10 山岳パトロールについて

山岳パトロールは、費用を要するため、実施の方法などを検討する。制度導入時は、 登山口において業務員による安全啓発やマナーガイドブックの配布などを行うと ともに、ガイド活動や管理機関の巡視の際に安全啓発の協力を要請する。

【理由】

山岳パトロールは、施設の維持管理や管理機関の巡視と連携することが効率的であることから、回数や方法などを検討し、実施を決定する。

11 事前納入の推奨について

収納率の向上と現地での収納事務を軽減するために、事前納入を推奨する。

【理由】

- ① 入山の前日までに、屋久杉自然館バス停の事務局、観光協会窓口、役場などで協力金の納入(バスチケットの購入)を薦める。(混雑緩和のために券売機の導入も検討する。)
- ② 振り込みを希望する者には、指定口座への振り込みを紹介する。
- ③ 協力金の納入を促すチラシと一帯となった郵便振替用紙の作成を検討する。
- ④ インターネットからの納入 (クレジットカード決裁) は、だいすき基金 (ふる さと納税) として受け入れ、だいすき基金から繰り入れを行う。

12 広報や収納に必要な備品等の準備について

平成28年度にポスター、チラシ、協力金箱の作成、看板の取り替えなどを実施する。その経費には鹿児島県などの支援を要請する。

【理由】

- ① 協力金収納の実施時期を明確にし、制度の理解を求める広報を早期に行う必要がある。
- ② 看板の取り替えなど屋久島山岳部保全募金からの移行によって生じる作業がある。併せて、協力金箱の形状や場所の見直しを行う。
- ③ 広報や収納に必要な準備経費の財源は、屋久島山岳部保全募金の活用が困難であることから、町の一般財源で実施するが、鹿児島県などの補助事業が活用できないか検討する。

13 入山時の収納の試行について

平成 28 年度の多客時に屋久杉自然館、淀川登山口、白谷雲水峡において入山時に 収納実務の試行を行うことを検討する。

【理由】

- ① 屋久島山岳部保全募金は下山時に募金を収納していたが、入山時に納入を求めることで生じる課題とその対応を明らかにし、円滑な移行準備を進める。
- ② 混雑時期の早朝に屋久杉自然館で募金の納入と協力金制度の実施について啓発する。また、淀川登山口と白谷雲水峡においては、屋久島山岳部利用対策協議会のメンバーによる試行を検討する。

議案第66号

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例の制定について

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例を次のとおり制定する。

平成27年9月8日提出屋久島町長 荒木耕治

(提案理由)

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の収納に必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものである。

屋久島町条例第31号

世界自然遺產屋久島山岳部環境保全協力金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金(以下「協力金」という。)による寄附活動を通じ、屋久島に関係する個人・団体が屋久島の環境保全に協働して取り組むために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この協力金制度は、世界自然遺産地域をはじめとする屋久島の山岳部の自然環境を将来にわたって保全するため、山岳部に入山する者や自然環境保全の取組に賛同する者の協力により、トイレや登山道等の利用施設の維持管理と、安心で安全な自然体験の環境整備を行うことを目的とする。

(対象者)

第3条 協力金を求める対象者は、屋久島の世界自然遺産地域に登録されている奥岳をはじめ、山岳地域に入山しようとする者及びこの制度に賛同する者とする。

(実施期間)

第4条 協力金の収納を行う現地の事務は、毎年3月1日から11月30日の期間とする。なお、その他の方法による収納は年間を通じて実施する。

(方法)

- 第5条 協力金の収納は次のいずれかの方法により、実施する。
 - (1) 現地での収納
 - (2) 交通機関の車賃に併せた収納
 - (3) その他振り込み等による収納

(金額)

- 第6条 一人あたり協力金の金額は、日帰り利用者は 1,000 円、山中で宿泊する利用者は 2,000 円を基本とする。
- 2 前項に規定する金額以外の金額も収納する。

(基金の設置)

第7条 収納した協力金を適正に管理するため、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(会計年度)

第8条 この基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる ものとする。 (運用益金の処理)

第9条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入する ものとする。

(処分)

- 第10条 基金は、次に掲げる事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。
 - (1) 山岳トイレの維持管理経費
 - (2) 携帯トイレブースの維持管理経費
 - (3)登山道(トロッコ道も含む)の点検及び軽微な補修費
 - (4) 山岳地域の安心安全のための諸活動にかかる経費
 - (5) 奥岳をはじめ山岳地域の普遍的価値を損なわないマナーや利用ルールの 啓発にかかる経費
 - (6) 協力金の収納にかかる経費及び事務局経費
 - (7) 町道荒川線のマイカー規制等に係る経費
 - (8) その他山岳部の自然環境を良好に保全する経費

(収納事務に係る指定事務機関)

- 第 11 条 町長は、指定する者(以下「指定事務機関」という。)に、第 5 条に 規定する収納事務等の全部又は一部を行わせることができる。
- 2 指定事務機関の指定(以下「指定」という。)は、収納事務等を行おうとする者の申請に基づき町長が審査し、決定することにより行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、第 1 項の指定を受けることができない。
 - (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 破産者で復権を得ないもの
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、法の規定により刑に処され、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2年を経過しない者
 - (4) 暴力団員又は暴力団関係者
 - (5) 第14条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - (6) 法人及び団体等であって、その役員等のうちに前各号のいずれかに該 当する者があるもの
- 4 町長は、第2項の指定をするときは、その旨を公示しなければならない。 (指定事務機関の遵守事項)
- 第12条 指定事務機関は、毎会計年度の経過後3月以内に、その会計年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、町長に提出しなければならない。

- 2 指定事務機関は、町長の許可を受けなければ、その収納事務等の全部若し くは一部を休止し、又は廃止してはならない。
- 3 町長は、指定事務機関が前項の許可を受けてその収納事務の全部若しくは 一部を休止したとき、又は指定事務機関が天災その他の事由により収納事務の 全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると 認めるときは、その収納事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(秘密保持義務等)

- 第13条 指定事務機関の職員は、収納事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (指定事務機関に対する監督命令等)
- 第14条 町長は、指定事務機関に対し、収納事務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- 2 町長は、指定事務機関が第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反したとき、 前項の規定による命令に違反したとき、その他収納事務を適正かつ確実に実施 することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第15条 町長は、指定事務機関に対し、その立入承認関係事務に関し報告を求め、又は職員に、指定事務機関の事務所に立入り、指定事務機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は質問させることができる。

(広報活動等)

第16条 町長は、広報活動等を通じて、できるだけ多くの者の理解を深めるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 協力金にかかる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、町長が規則で定める日から施行する。
- (屋久島町山岳部保全基金条例を廃止する条例)
- 2 屋久島町山岳部保全基金条例(平成20年屋久島町条例第28号)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に、廃止前の屋久島町山岳部保全基金条例の規定に より納入された屋久島山岳部保全協力金は、この条例に規定する世界自然遺

産屋久島山岳部環境保全協力金として納入されたものとみなす。

4 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の屋久島町山岳部保全基金条例の規定により設置されていた屋久島町山岳部保全基金は、この条例の規定により設置される世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金に繰り入れるものとする。